

■ 令和 8 年度の後期高齢者医療保険料

令和 8 年度からはこれまでの「医療分」にかかる保険料に加え、「子ども・子育て支援納付金分(子ども分)」を合わせた額を納めていただくことになりました。7 月中旬に保険料納入通知書を郵送します。金額や納付方法をご確認ください。

◎後期高齢者医療保険料率等

	均等割額	所得割率	保険料の上限額
医療分	63,513 円	11.36%	85 万円
子ども分	1,354 円	0.24%	2.1 万円

◎軽減措置 令和 7 年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の令和 7 年中の所得の合計
7 割 ※医療分については 7.2 割	43 万円以下
5 割	43 万円 + (31 万円 × 被保険者数) 以下
2 割	43 万円 + (57 万円 × 被保険者数) 以下

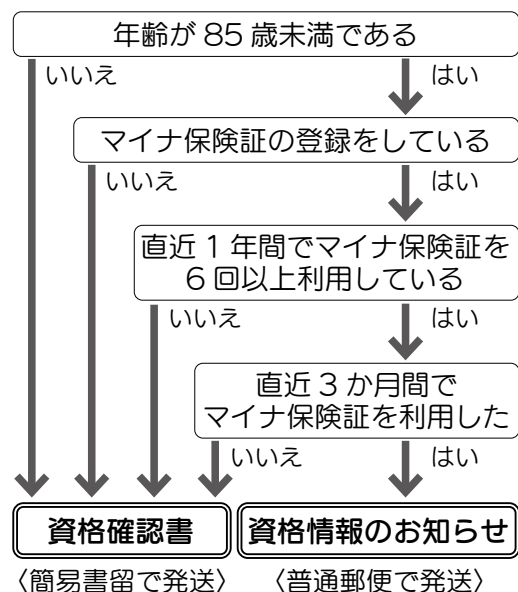
■ 資格確認書および資格情報のお知らせの送付

現在お持ちの資格確認書の有効期限は 7 月 31 日(金)です。8 月 1 日(土)以降は、7 月中旬に発送する資格確認書または資格情報のお知らせ(マイナ保険証※1の利用状況に応じてどちらかを発行。右図参照)をご利用ください。

※1 マイナ保険証…保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

※医療機関を受診するときは、マイナ保険証または資格確認書を提示してください。資格情報のお知らせだけでは受診できません。

※有効期限が切れた資格確認書は、各自で処分してください。



■ 資格確認書任意記載事項(自己負担限度額や特定疾病の区分等)を併記したい場合

現在、限度区分が記載された資格確認書を持っている人には、手続きなしで新たな限度区分を記載した資格確認書を郵送します(上記図の資格確認書交付対象者のみ)。限度区分の記載を希望する人は申請が必要です。ただし、マイナ保険証を利用する場合は申請の必要はありません。

◎申請場所 保険年金課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所

※南支所、埴生支所、公園通出張所で申請した場合は、後日限度区分を記載した資格確認書を郵送します。

◎申請に必要なもの 申請者の本人確認書類、被保険者の資格確認書

※代理人が申請する場合は委任状が必要です。